

# 一関地区広域行政組合個人情報の保護に関する法律等施行規則

令和5年3月23日

## 一関地区広域行政組合規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）及び一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例（令和5年一関地区広域行政組合条例第1号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の保有に関する届出)

第2条 条例第3条の規定による届出は、個人情報の保有に係る届出書（様式第1号）により行うものとする。

(個人情報等の提供に関する手続)

第3条 法第69条第2項(条例第8条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により、実施機関以外の者が利用目的以外の目的のために保有個人情報又は死者の情報（以下「個人情報等」という。）の提供を受けようとするときは、実施機関に、個人情報等外部提供申請書（様式第2号）を提出しなければならない。ただし、個人情報等の提供を受けようとする者が国、独立行政法人、他の地方公共団体又は地方独立行政法人であるときは、他の様式によることができる。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次に掲げる場合であって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときは、口頭により申請を行わせることができる。

(1) 緊急かつやむを得ないと認められる場合

(2) 法第69条第2項第1号の本人に提供する場合

(3) 法第69条第2項第4号の本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合

(4) その他管理者が口頭により申請を行わせることが適当と認める場合

3 第1項の規定による申請があったときは、実施機関は、その可否を決定し、個人情報等外部提供可否決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、法第70条の規定により必要があると認めるときは、その利用の

目的若しくは方法の制限その他必要な制限又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために講ずることを求める必要な措置について、当該通知書に記載しなければならない。

- 4 実施機関は、第2項の規定により口頭で申請があったときは、個人情報等外部提供可否決定通知書によらず、口頭により通知することができる。この場合において、実施機関は、申請の内容及び当該申請による提供が法第69条第2項に適合し、又は適合しない理由を記録しておかなければならない。

(個人関連情報の提供に関する手続)

第4条 法第72条の規定により個人関連情報の提供を受けようとする者は、実施機関に、個人関連情報提供申出書(様式第4号)を提出しなければならない。ただし、個人関連情報の提供を受けようとする者が当該個人関連情報を個人情報として取得しないときは、口頭により申し出ることができる。

- 2 前項の規定による申出があったときは、実施機関は、個人関連情報の提供をするものとする。ただし、当該個人関連情報について、提供を受けようとする者が個人情報として取得することが想定される場合であって、提供することにより第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 3 実施機関は、第1項に規定する個人関連情報提供申出書を受理し、個人関連情報の提供をするときは、個人関連情報提供通知書(様式第5号)により当該個人関連情報の提供を受けようとする者に通知するものとする。この場合において、法第72条の規定により必要があると認めるときは、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために講ずることを求める必要な措置について、当該通知書に記載しなければならない。

(個人情報ファイル簿の様式)

第5条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、個人情報ファイルごとに作成する個人情報ファイル簿(単票)(様式第6号)の集合物とする。

(開示請求書等)

第6条 法第77条第1項(条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の開示請求書は、個人情報等開示請求書(様式第7号)によるものとする。

- 2 個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)第22条第3項の規定により、代理人が開示請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、個人情報等の開示請求に係る委任状(様式第8号)によるものとする。

(開示決定等に係る通知)

第7条 法第82条第1項又は第2項（条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第82条第1項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示し、又は条例第9条の規定による死者情報の開示請求に係る死者の情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定 個人情報等開示決定通知書（様式第9号）

(2) 法第82条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示せず、又は条例第9条の規定による死者情報の開示請求に係る死者の情報を開示しない旨の決定 個人情報等不開示決定通知書（様式第10号）

（開示決定等の期限の延長に係る通知）

第8条 法第83条第2項（条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による開示決定等の期限の延長に係る通知は、個人情報等開示決定等期限延長通知書（様式第11号）によるものとする。

（開示決定等の期限の特例延長に係る通知）

第9条 法第84条（条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による開示決定等の期限の特例延長に係る通知は、個人情報等開示決定等期限特例延長通知書（様式第12号）によるものとする。

（事案の移送に関する手続等）

第10条 実施機関は、法第85条第1項（条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定により事案を移送するときは、移送をする他の行政機関の長等に対し、個人情報等開示請求事案移送書（様式第13号）を交付するものとする。

2 法第85条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、個人情報等開示請求事案移送通知書（様式第14号）によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る各種通知及び意見書の提出手続）

第11条 法第86条第1項（条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定による第三者に対する開示決定等をするに当たって行う通知及び法第86条第2項（条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定による第三者に対して開示決定に先立って行う通知は、個人情報等の開示決定等に係る意見照会書（様式第15号）によるものとする。

2 法第86条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意見書の提出は、当該第三者に係る情報の開示に賛成又は反対の意思を表示した個人情報等の開示決定等に関する意見書（様式第16号）を提出して行うものとする。

3 法第86条第3項（条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による反対意見書を提出した第三者に対して開示決定後直ちに行う通知は、意見書に係る個人情報等の開示決定に関する通知書（様式第17号）によるものとする。

（個人情報等が電磁的記録に記録されている場合における個人情報等の開示の実施方法）

第12条 法第87条第1項（条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による個人情報等が電磁的記録に記載されている場合におけるその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 音声データ 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録を記録する媒体をいう。以下この条及び第13条第1項第2号において同じ。）に複製したものの交付

(2) 映像データ（写真等を表示する画像データを含む。） 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものの閲覧を含む。）

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものを含む。）の交付

(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法

ア 用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

ウ その他当該電磁的記録に応じて適切な方法

（開示の実施方法等の申出）

第13条 法第87条第3項（条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による開示の実施の方法等の申出は、個人情報等の開示の実施方法等申出書（様式第18号）によるものとする。

（写しの交付及び送付に要する費用）

第14条 条例第7条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの交付に要する費用及び条例第12条第5項の規定により死者の情報の開示を受ける者が負担する写しの交付に要する費用は、次表のとおりとする。

区分		金額
1 組合の設置する複写機により写し	白黒	1枚につき10円（両面に複写した場合には20円）

を作成する場合及び組合の設置する印刷機により用紙に出力する場合	カラーA列3番	1枚につき80円（両面に複写した場合にあつては160円）
	カラーB列4番以下	1枚につき50円（両面に複写した場合にあつては100円）
2 光ディスクその他の電磁的記録媒体により複製を作成する場合		当該複製に要する実費
3 その他当該電磁的記録に応じて適切な方法により開示する場合		当該開示に要する実費

2 前項に定める写しの交付に要する費用は、納付書その他管理者が認める方法により納付しなければならない。

3 令第28条第4項の写しの送付に要する費用を納める方法として規則で定める方法は、納付書による方法その他管理者が認める方法とする。

（訂正請求書等）

第15条 法第91条第1項（条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の訂正請求書は、個人情報等訂正請求書（様式第19号）によるものとする。

2 訂正請求書には、訂正請求に係る個人情報等の内容が事実でないことを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

3 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が訂正請求をする場合に代理人の資格を証する書類として提示し、又は提出する委任状は、個人情報等の訂正請求に係る委任状（様式第20号）によるものとする。

（訂正決定等に係る通知）

第16条 法第93条第1項又は第2項（条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第93条第1項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をし、又は条例第10条の規定による死者情報の訂正請求に係る死者の情報の訂正をする旨の決定 個人情報等訂正決定通知書（様式第21号）

(2) 法第93条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をせず、又は条例第10条の規定による死者情報の訂正請求に係る死者情報の訂正をしない旨の決定 個人情報等不訂正決定通知書（様式第22号）

（訂正決定等の期限の延長に係る通知）

第17条 法第94条第2項（条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による訂正決定等の期限の延長に係る通知は、個人情報等訂正決定等期

限延長通知書（様式第23号）によるものとする。

（訂正決定等の期限の特例延長に係る通知）

第18条 法第95条(条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による訂正決定等の期限の特例延長に係る通知は、個人情報等訂正決定等期限特例延長通知書（様式第24号）によるものとする。

（事案の移送に関する手続等）

第19条 実施機関は、法第96条第1項（条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、個人情報等訂正請求事案移送書（様式第25号）を交付するものとする。

2 法第96条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、個人情報等訂正請求事案移送通知書（様式第26号）によるものとする。

（個人情報等の提供先への通知）

第20条 法第97条(条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による個人情報等の提供先に対する訂正の実施をした旨の通知は、提供している個人情報等の訂正決定に関する通知書（様式第27号）によるものとする。

（利用停止請求書等）

第21条 法第99条第1項（条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の利用停止請求書は、個人情報等利用停止請求書（様式第28号）によるものとする。

2 利用停止請求書には、利用停止請求に係る個人情報等が法第98条第1項各号のいずれかに該当することを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

3 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が利用停止請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、個人情報等の利用停止請求に係る委任状（様式第29号）によるものとする。

（利用停止決定の通知）

第22条 法第101条第1項又は第2項（条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第101条第1項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をし、又は条例第11条の規定による死者情報の利用停止請求に係る死者の情報の利用停止をする旨の決定 個人情報等利用停止決定通知書（様式第30号）

(2) 法第101条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をせず、

又は条例第11条の規定による死者情報の利用停止請求に係る死者の情報の利用停止をしない旨の決定 個人情報等利用不停止決定通知書（様式第31号）

（利用停止決定等の期限の延長に係る通知）

第23条 法第102条第2項（条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による利用停止決定等の期限の延長に係る通知は、個人情報等利用停止決定等期限延長通知書（様式第32号）によるものとする。

（利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知）

第24条 法第103条（条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知は、個人情報等利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第33号）によるものとする。

（諮問をした旨の通知）

第25条 法第105条第3項において準用する同条第2項（条例第12条第6項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による諮問をした旨の通知は、個人情報保護・情報公開審査会諮問通知書（様式第34号）によるものとする。

（実施状況の公表の方法）

第26条 条例第14条の規定による公表は、告示により行うものとする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（一関地区広域行政組合個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 一関地区広域行政組合個人情報保護条例施行規則（平成19年一関地区広域行政組合規則第9号）は、廃止する。

（一関地区広域行政組合情報公開条例施行規則の一部改正）

3 一関地区広域行政組合情報公開条例施行規則（平成19年一関地区広域行政組合規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(写しの送付の求め) 第11条 開示決定による <u>個人情報</u> の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、 <u>個人情報が記録されている公文書</u> の写し（複製物を含む。）の送付を求めることができる。	(写しの送付の求め) 第11条 開示決定による <u>公文書</u> の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、 <u>当該公文書</u> の写し（複製物を含む。）の送付を求めることができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。



一関地区広域行政組合 管理者 様

実施機関の長

個人情報の保有に係る届出書

下記の個人情報を保有したいので、一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

(登録年月日: 年 月 日)

(変更年月日: 年 月 日)

所管する組織の名称	
個人情報ファイルの名称	
特定個人情報の該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
利用する事務の名称	
事務の根拠法令等	
個人情報ファイルの保有開始日	
個人情報ファイルの保有終了日	
保有する個人情報の数	
個人情報の保有に係る根拠法令	
個人情報の利用目的	

※ 以下は、保有する個人情報が特定個人情報である場合のみ記載

個人番号の利用の根拠法令等	
特定個人情報を同一実施機関内で経常的に移転する場合は、その移転先	

実施機関の長 様

住所

氏名

⑩

〔 法人その他の団体にあつては、事務所又は事務所の所在地及び名称並びに代表者の職及び氏名 〕

連絡先(電話番号)

個人情報等外部提供申請書


個人情報の保護に関する法律第69条第2項又は一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例第8条の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律第69条第2項の規定により、利用目的以外の目的のために個人情報等の提供を受けたいので、次のとおり申請します。

個人情報等の名称又は内容	
利用目的又は理由	
利用する個人情報等の項目	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
個人情報等の管理方法及び保管場所	
個人情報等の廃棄方法及び廃棄年月日	
希望する個人情報等の受払方法	
備考	

※ 参考となる資料がある場合は添付してください。

年 月 日

様

実施機関の長 

個人情報等外部提供可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった個人情報の外部提供について、個人情報の保護に関する法律第69条第2項（一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例第8条の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律第69条第2項）の規定により次のとおり決定したので通知します。

決 定 の 区 分	<input type="checkbox"/> 可 (個人情報保護法律第69条第2項第 号を適用) <input type="checkbox"/> 否
個 人 情 報 等 の 名 称 又 は 内 容	
提 供 す る 個 人 情 報 等 の 項 目	
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
個 人 情 報 の 受 払 方 法	
必 要 な 制 限 又 は 求 め る 措 置	
否 と し た 理 由	
担 当 課 等	(電話)
備 考	

実施機関の長 様

住所  
氏名 ㊞  
〔 法人その他の団体にあつては、事務所又は事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の職及び氏名  
連絡先(電話番号) 〕

個人関連情報提供申出書


個人情報の保護に関する法律第31条又は同法第72条の規定により、個人関連情報の提供を受けたいので、次のとおり申し出ます。

個人関連情報の 名称又は内容	
利用目的又は理由	
希望する個人関連情報 の受払方法	
備 考	

※ 参考となる資料がある場合は添付してください。

年 月 日

様

実施機関の長 

個人関連情報提供通知書

年 月 日付けで申請のあった個人関連情報の提供の申し出について、提供に当たり次のおり通知します。

個人関連情報の 名称又は内容	
個人関連情報の 受払方法	
必要な制限又は 求める措置	
担当課等	(電話)
備考	

様式第6号 (第5条関係)

個人情報ファイル簿 (単票)

個人情報ファイルの名称		
実施機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記 録 項 目		
記 録 範 囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するマニュアル処理ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

実施機関の長 様

住所又は居所  
氏名  
連絡先(電話番号)

個人情報等開示請求書

個人情報の保護に関する法律第76条又は一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例第9条の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

開示を請求する個人情報等の名称又は内容 (具体的に記載してください。)	情報の	(住所)
	本人	(氏名)
開示の実施方法（任意記載）	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写し又は複製物の交付（ <input type="checkbox"/> 送付の希望）	
備考		

※ 開示の実施方法については、開示決定後に書面により申し出ていただくことも可能です。

※ 持参以外の方法でこの書類を提出するときは、本人確認に係る確認書類の複写物のほか、住民票の写し（前30日以内に作成されたものに限る。）を添付してください。

【本人確認に係る職員記載欄】

開示請求者  参考：個人情報の保護に関する法律施行令第22条	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 遺族等（続柄） 確認書類    ・ 運転免許証    ・ 健康保険被保険者証    ・ 個人番号カード ・ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ・ その他（）
・法定代理人の場合 （遺族の法定代理人の場合）	本人は <input type="checkbox"/> 未成年者（生年月日） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 確認書類    ・ 戸籍謄本（未成年者の場合。前30日以内に作成されたものに限る。） ・ 登記事項証明書（成年被後見人の場合。前30日以内に作成されたものに限る。） ・ その他これに準ずるもの（）
・任意代理人の場合	確認書類    ・ 委任状（前30日以内に作成されたものに限る。）
・遺族等の場合	確認書類    ・ 戸籍謄本 ・ その他これに準ずるもの（） ・ 遺族等の任意代理人が請求する場合の特別な理由（）
その他特記事項	

個人情報等の開示請求に係る委任状

住 所	
氏 名	

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報等の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報等の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報等の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住 所  
氏 名  
電話番号

印


(注) 委任状の作成及び提出に当たり、以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等、公的機関から本人に対し1件のみ発行される書類の複写物を添付する。



年 月 日

様

実施機関の長 

個人情報等開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報等について、個人情報の保護に関する法律第82条第1項（一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例第9条）の規定により、下記のとおり開示することと決定したので通知します。

記

1 開示する個人情報等の内容

開示する個人情報等の名称又は内容	
全部開示・部分開示の別	<input type="checkbox"/> 全部開示 <input type="checkbox"/> 部分開示
開示しない部分	
上記部分を開示しない理由	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号 に該当（条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。） （具体的な理由）
開示する個人情報等の利用目的	
開示する個人情報等を保有する課等	

- (1) この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、（実施機関）に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、一関地区広域行政組合を被告として（訴訟において一関地区広域行政組合を代表する者は、一関地区広域行政組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であ

っても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 2 開示の実施の方法等

開示の実施の方法等	<input type="checkbox"/> 開示請求書に記載のあった希望を受け、次のとおりとしました。 <input type="checkbox"/> 同封の「個人情報等の開示の実施方法等申出書」により、開示の実施の申し出を行ってください。なお、開示の実施の方法は、次に記載されている中から自由に選択できます。
開示の方法	
開示の日時又は開示をすることができる日時	
開示の場所又は開示をすることができる場所	
写しの作成に要する費用、写しの送付を希望する場合の送付費用及び準備日数	

(1) 開示の方法を変更したい場合、開示の日時に都合が悪い場合などは、下記担当課に連絡をしてください。

(2) 同封の「個人情報等の開示の実施方法等申出書」は、この通知書を受け取った日から30日以内に、下記担当課あて提出してください。

なお、写しの交付又は写しの送付を希望される場合は、費用負担が必要となりますので、担当課において費用の納付を確認した後に、写しの交付又は写しの送付を行うこととなります。


(3) 個人情報等の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、開示請求者本人であることを証明する書類を提示してください。

## 3 開示に係る担当課等

担 当 課	
本 件 に 係 る 連 絡 先	担当者職氏名 連絡先住所 連絡先電話番号
備 考	

年 月 日

様

実施機関の長 

個人情報等不開示決定通知書


年 月 日付けで開示請求のあった個人情報等について、個人情報の保護に関する法律第82条第2項（一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例第9条）の規定により、下記のとおり全部を開示しないことと決定したので通知します。

記

開示請求に係る個人情報等の名称又は内容	
開示しない理由	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号 に該当（条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。） （具体的な理由）
担当課等	（電話）
備考	

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、（実施機関）に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、一関地区広域行政組合を被告として（訴訟において一関地区広域行政組合を代表する者は、一関地区広域行政組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

実施機関の長 


個人情報等開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報等については、個人情報の保護に関する法律第83条第2項（一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律第83条第2項）の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る個人情報等の名称又は内容	
個人情報の保護等に関する法律第83条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで (30日間)
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
延長の理由	
担当課等	(電話)
備考	

様

実施機関の長 


個人情報等開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報等については、個人情報の保護に関する法律第84条（一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律第84条）の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る個人情報等の名称又は内容	
個人情報の保護等に関する法律第83条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで (30日間)
開示請求に係る個人情報等のうち相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
開示請求に係る個人情報等のうち上記の期間内に開示決定等をする部分	
残りの個人情報等について開示決定等をする期限	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
担 当 課 等	(電話)
備 考	

様

実施機関の長 


個人情報等開示請求事案移送書

年 月 日付で請求のあった個人情報等の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律第85条第1項（一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律第85条第1項）の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る個人情報等の名称又は内容	
開示請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連 絡 先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	
移送元担当課等	
備 考	

様

実施機関の長 

個人情報等開示請求事案移送通知書


年 月 日付けで請求のあった個人情報等の開示について、個人情報の保護に関する法律第85条第1項（一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律第85条第1項）の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、本件に係る個人情報等の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る個人情報等の名称又は内容	
移送先の行政機関の長等 (連絡先)	(行政機関の長等)
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送元担当課等	(電話番号)
備考	

様

実施機関の長 

個人情報等の開示決定等に係る意見照会書

個人情報の保護等に関する法律又は一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例に基づく個人情報等の開示請求があり、当該開示請求に係る個人情報等が記録されている公文書に、次のとおり、あなたに関する情報が含まれておりました。

つきましては、個人情報等を開示するかどうかの決定を行うに際し参考としたいので、当該個人情報等が記録されている公文書を開示することにつきご意見があるときは、別紙「個人情報等の開示決定等に関する意見書」を提出くださいますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がないときは、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る個人情報等の名称又は内容	
開示請求の年月日	
公文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
意見照会に係る根拠規定等	<input type="checkbox"/> 法第86条第1項 (個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合に該当するため) <input type="checkbox"/> 法第86条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号該当 (第三者に関する情報が、人の生命、健康、財産等を保護するため開示することが必要と認められる情報に該当するとき) <input type="checkbox"/> 第2号該当 (個人の権利利益を保護するため、開示が特に必要と認めるとき)
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日
備考	



年 月 日

実施機関の長 様

住所又は居所  
氏名  
連絡先(電話番号)

個人情報等の開示決定等に関する意見書


年 月 日付けで照会のあったことについて、次のとおり意見を述べます。

開示請求に係る個人情報等の名称又は内容	
開示についての意見	<input type="checkbox"/> 開示することについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 開示することについて支障がある。 (1) 支障がある部分  (2) 支障がある理由

備考1 該当する項目の□にレ印を付してください。

2 「開示することについて支障がある。」の□にレ印を付した場合は、「支障がある部分」及び「支障がある理由」についても記入してください。

様

実施機関の長 

## 意見書に係る個人情報等の開示決定に関する通知書

年 月 日付けで照会しました、あなたに関する情報が記載された公文書についての個人情報等の開示請求については、次のとおり開示することと決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項（一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律第86条第3項）の規定により通知します。

## 記

開示する個人情報等の名称又は内容	
公文書に記載されているあなたに関する情報の内容	
開示することとした理由	
開示決定をした日	
開示を実施する日	
担当課等	(電話)
備考	

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、(実施機関)に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、一関地区広域行政組合を被告として(訴訟において一関地区広域行政組合を代表する者は、一関地区広域行政組合管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

実施機関の長 様

住所又は居所  
氏名  
連絡先(電話番号)

個人情報等の開示の実施方法等申出書

個人情報の保護に関する法律第87条第3項（一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律第87条第3項）の規定により、次のとおり申し出ます。

記

開示請求に係る個人情報等の名称又は内容		
実施方法	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ( )
	<input type="checkbox"/> 写しの交付	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ( )
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ( )
開示の実施を希望する日	年 月 日 午前・午後	
写しの送付の希望の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考		

※ 写しの交付を選択する場合、写しの送付を希望する場合は、写しの作成に要する費用、写しの送付に要する費用の納付が必要となります。

※ 開示となる個人情報等について、その一部分のみ写しの交付が必要なときなどは、その旨を記載してください。

実施機関の長 様

住所又は居所  
氏名  
連絡先(電話番号)

個人情報等訂正請求書

個人情報の保護に関する法律第90条又は一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例第10条の規定により、次のとおり個人情報等の訂正を請求します。

訂正を請求する個人情報等の名称又は内容	
上記の個人情報等の開示を受けた日	年 月 日
訂正を求める趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)
備考	

※ 訂正請求は、個人情報の保護に関する法律第90条第3項の規定により、個人情報等の開示を受けた日から90日以内に限りすることができます。

【本人確認に係る職員記載欄】

訂正請求者  参考:個人情報の保護に関する法律施行令第22条	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 遺族等(続柄 ) 確認書類    ・ 運転免許証    ・ 健康保険被保険者証    ・ 個人番号カード ・ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ・ その他( )
・法定代理人の場合 (遺族の法定代理人の場合)	本人は <input type="checkbox"/> 未成年者(生年月日 ) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 確認書類    ・ 戸籍謄本(未成年者の場合。前30日以内に作成されたものに限る。) ・ 登記事項証明書(成年被後見人の場合。前30日以内に作成されたものに限る。) ・ その他これに準ずるもの( )
・任意代理人の場合	確認書類    ・ 委任状(前30日以内に作成されたものに限る。)
・遺族等の場合	確認書類    ・ 戸籍謄本 ・ その他これに準ずるもの( ) ・ 遺族等の任意代理人が請求する場合の特別な理由( )
その他特記事項	

個人情報等の訂正請求に係る委任状

住 所	
氏 名	

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報等の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報等を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報等を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住 所  
氏 名  
電話番号


印

(注) 委任状の作成及び提出に当たり、以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等、公的機関から本人に対し1件のみ発行される書類の複写物を添付する。

年 月 日

様

実施機関の長 

個人情報等訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報等について、個人情報の保護に関する法律第93条第1項（一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例第10条）の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。


記

訂正する個人情報等の名称又は内容	
訂正をした内容	
訂正をした理由	
訂正をした年月日	年 月 日
担当課等	(電話)
備考	

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、(実施機関) に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、一関地区広域行政組合を被告として（訴訟において一関地区広域行政組合を代表する者は、一関地区広域行政組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

様

実施機関の長 

個人情報等不訂正決定通知書


年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報等について、個人情報の保護に関する法律第93条第2項（一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例第10条）の規定により、下記のとおり訂正しないこととしましたので通知します。

記

訂正請求に係る個人情報等の名称又は内容	
訂正しない理由	
担当課等	(電話)
備考	

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、（実施機関）に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、一関地区広域行政組合を被告として（訴訟において一関地区広域行政組合を代表する者は、一関地区広域行政組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

実施機関の長 

個人情報等訂正決定等期限延長通知書


年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報等については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項（一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律第94条第2項）の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る個人情報等の名称又は内容	
個人情報の保護等に関する法律第94条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで (30日間)
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
延長の理由	
担当課等	(電話)
備考	



様

実施機関の長 


個人情報等訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報等については、個人情報の保護に関する法律第95条（一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律第95条）の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る個人情報等の名称又は内容	
個人情報の保護等に関する法律第94条第1項の規定による決定期間	年 月 日から (30日間) 年 月 日まで
訂正請求に係る個人情報等のうち相当の部分につき訂正決定等をする期間	年 月 日から ( 日間) 年 月 日まで
訂正請求に係る個人情報等のうち上記の期間内に訂正決定等をする部分	
残りの個人情報等について訂正決定等をする期限	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
担 当 課 等	(電話)
備 考	

様

実施機関の長 


個人情報等訂正請求事案移送書

年 月 日付で請求のあった個人情報等の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律第96条第1項（一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律第96条第1項）の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る個人情報等の名称又は内容	
訂正請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連 絡 先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添 付 資 料 等	
移 送 元 担 当 課 等	(電話)
備 考	

様

実施機関の長 

個人情報等訂正請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった個人情報等の訂正について、個人情報の保護に関する法律第96条第1項（一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律第96条第1項）の規定により、下記のとおり移送したので通知します。


なお、本件に係る個人情報等の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る個人情報等の名称又は内容	
移送先の行政機関の長等 (連絡先)	(行政機関の長等)
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送元担当課等	(電話)
備考	

年 月 日

様

実施機関の長 

提供している個人情報等の訂正決定に関する通知書

に提供した個人情報等について、下記のとおり訂正したので、個人情報の保護に関する法律第97条（一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律第97条）の規定により通知します。

記

訂正請求に係る個人情報等の名称又は内容	
訂正をした内容	
訂正をした理由	
担当課等	(電話番号)
備考	

実施機関の長 様

住所又は居所  
氏名  
連絡先(電話番号)

個人情報等利用停止請求書

個人情報の保護に関する法律第98条又は一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例第11条の規定により、次のとおり個人情報等の利用停止を請求します。

利用停止を請求する個人情報等の名称又は内容	
上記の個人情報等の開示を受けた日	年 月 日
利用停止を求める趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 法第98条第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 法第98条第2号該当 → <input type="checkbox"/> 提供の停止 (理由)
備考	

※ 利用停止請求は、個人情報の保護に関する法律第98条第3項の規定により、個人情報等の開示を受けた日から90日以内に限りすることができます。

【本人確認に係る職員記載欄】

利用停止請求者 参考: 個人情報の保護に関する法律施行令第22条	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 遺族等(続柄 ) 確認書類 ・ 運転免許証 ・ 健康保険被保険者証 ・ 個人番号カード ・ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ・ その他( )
・法定代理人の場合 (遺族の法定代理人の場合)	本人は <input type="checkbox"/> 未成年者(生年月日 ) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 確認書類 ・ 戸籍謄本(未成年者の場合。前30日以内に作成されたものに限る。) ・ 登記事項証明書(成年被後見人の場合。前30日以内に作成されたものに限る。) ・ その他これに準ずるもの( )
・任意代理人の場合	確認書類 ・ 委任状(前30日以内に作成されたものに限る。)
・遺族等の場合	確認書類 ・ 戸籍謄本 ・ その他これに準ずるもの( ) ・ 遺族等の任意代理人が請求する場合の特別な理由( )
その他特記事項	

個人情報等の利用停止請求に係る委任状

住 所	
氏 名	

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報等の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報等を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報等を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住 所  
氏 名  
電話番号


印

(注) 委任状の作成及び提出に当たり、以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等、公的機関から本人に対し1件のみ発行される書類の複写物を添付する。

年 月 日

様

実施機関の長 

個人情報等利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報等について、個人情報の保護に関する法律第101条第1項（一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例第11条）の規定により、下記のとおり利用停止することと決定したので通知します。


記

利用停止する個人情報等の名称又は内容	
利用停止をした内容	
利用停止をした理由	
利用停止をした年月日	年 月 日
担当課等	(電話)
備考	

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、（実施機関）に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、一関地区広域行政組合を被告として（訴訟において一関地区広域行政組合を代表する者は、一関地区広域行政組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

様

実施機関の長 

個人情報等利用不停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報等について、個人情報の保護に関する法律第101条第2項（一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例第11条）の規定により、下記のとおり利用停止しないこととしましたので通知します。


記

利用停止請求に係る個人情報等の名称又は内容	
利用停止しない理由	
担 当 課 等	(電話)
備 考	

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、（実施機関）に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、一関地区広域行政組合を被告として（訴訟において一関地区広域行政組合を代表する者は、一関地区広域行政組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



様

実施機関の長 


個人情報等利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報等については、個人情報の保護に関する法律第 102 条第 2 項（一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例第 12 条第 1 項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律第 102 条第 2 項）の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る個人情報等の名称又は内容	
個人情報の保護等に関する法律第 102 条第 1 項の規定による決定期間	年 月 日から (30 日間) 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から ( 日間) 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	(電話)
備考	

様

実施機関の長 

個人情報等利用停止決定等期限特例延長通知書


年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報等については、個人情報の保護に関する法律第 103 条（一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例第 12 条第 1 項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律第 103 条）の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る個人情報等の名称又は内容	
個人情報の保護等に関する法律第 102 条第 1 項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで (30 日間)
利用停止決定等をする期限	
法第 103 条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
担 当 課 等	(電話)
備 考	

年 月 日

様

実施機関の長 

個人情報保護・情報公開審査会諮問通知書

年 月 日付けで審査請求がありました事案については、次のとおり一関地区広域行政組合個人情報保護・情報公開審査会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項（一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例第12条第6項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項）の規定により通知します。

審査請求に係る個人情報等の名称又は内容	
審査請求の対象となった決定	年 月 日付け 第 号
審査請求があった年月日	年 月 日
審査請求の内容	
諮問をした日	年 月 日
担当課等	(電話)
備考	